

高齢者虐待防止推進月間とは？

高齢者虐待は年々増加傾向にあり、社会的な問題となっています。虐待の未然防止、早期発見・早期対応から、虐待を受けた高齢者の自立まで、切れ目のない支援が必要となってきます。

このような状況から、市では、高齢者虐待防止法が公布された11月を「高齢者虐待防止推進月間」と定め、高齢者虐待防止に関する施策を実施しています。

高齢者虐待とは？

高齢者虐待防止法では、高齢者が「養護者」や「養介護施設従事者等」から、不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害される状態、生命・健康・生活が損なわれる状態におかれることを『**高齢者虐待**』と定義しています。

虐待かもと思ったら

ためらわずに高齢福祉課（市役所2階）、亀田福祉課、「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」（連絡先は16ページに掲載）に相談・通報してください。



HP ~65歳からの健康づくり~ プラチナフィットネス（2期）参加者募集

運動と講話による介護予防教室を無料で開催します。詳しくは本紙6月号に折込の「プラチナフィットネス（介護予防教室）」または市のHPをご覧ください。

対象 65歳以上の方（要支援・要介護認定者および介護予防・生活支援サービス対象者を除く）

期間 11月～3月までの週1回（全15回）

教室名・定員・会場

▷脳も！からだも！いきいき教室（定員各15人） 「地域交流まちづくりセンター」ほか8会場

▷マシンで！筋力アップ教室（定員各10人） 「ルネサンス函館24」、「テーオースポーツクラブ」

お申込み 11月1日(月)～12日(金)（必着）、はがき（1人1枚）に希望の教室名・コース番号・会場名・住所・氏名（ふりがな）・生年月日・年齢・性別・電話番号を明記し、〒040-8666（住所不要）高齢福祉課（☎21-3082）へ。

※ 1人1教室に限り参加可能です。（申込多数の場合は抽選。3年度の1期および2年度の受講歴がない方を優先します。）



HP 後期高齢者医療制度障害認定申請について

後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の方ですが、65歳から74歳で一定の障がいのある方も後期高齢者医療制度に加入することができます。

ご本人に保険料がかかりますが、医療機関での窓口負担が1割（現役並み所得者は3割）となり、医療費の負担が軽減される場合があります。

さまざまなケースがありますので、詳しいことは、国保年金課（☎21-3184）へお問合せください。

※ 身体障害者手帳1～3級・精神障害者保健福祉手帳1級の方、知的障がいのある方でIQ50以下の方は、重度心身障害者医療費助成を受けることができますので、障がい保健福祉課（☎21-3187）までお問合せください。（所得制限あり）

HP キャンパス・コンソーシアム函館「HAKODATEアカデミックリンク2021」

キャンパス・コンソーシアム函館では、合同研究発表会「HAKODATEアカデミックリンク2021」をWebで開催します。

市内8つの大学・短大・高専の学生だけでなく、市内・近郊の高校や他地域の大学、地元企業などが参加し、日頃の研究成果や活動内容をポスターやスライド、動画で発表しますので、ぜひご覧ください。

開催日（ライブ形式） 11月23日(火) 午前10時～午後0時半

開催期間（オンデマンド形式） 11月26日(金)正午～12月19日(日)午後8時

※ ライブ形式は、11月14日(日)までに申込みが必要です。詳しくはHP

（☎<https://www.cc-hakodate.jp>）をご覧ください。

お問合せ キャンパス・コンソーシアム函館 ☎34-6121

